

上越市国民保護計画

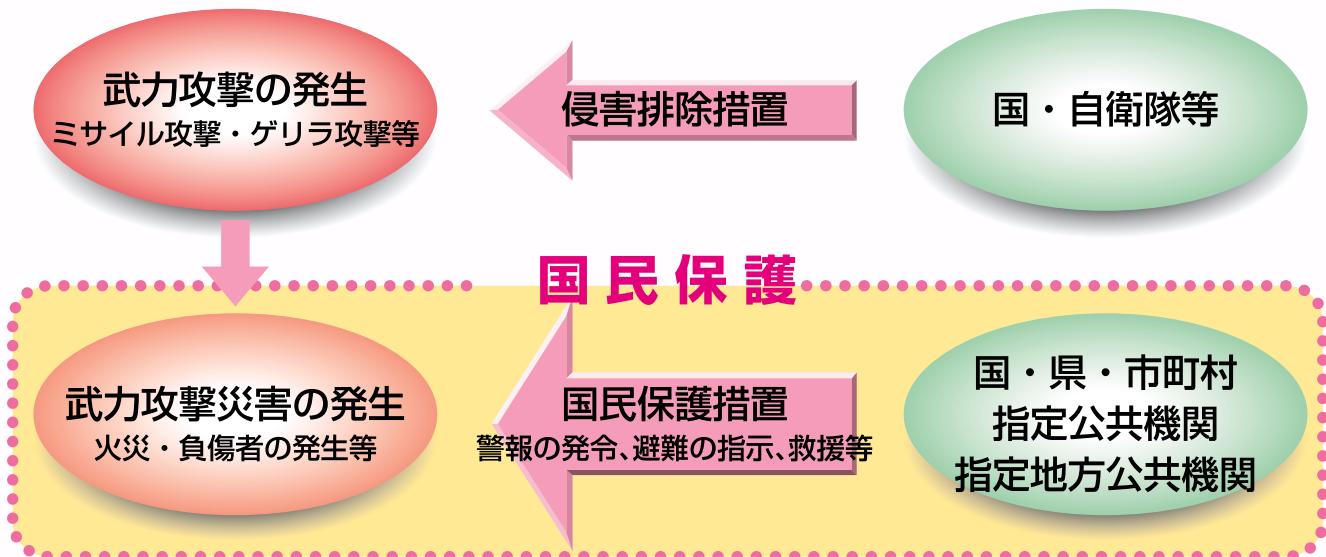


我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するためには、政府が平常時から外交努力を行い、武力攻撃事態を未然に回避することが重要です。しかし、こうした努力にもかかわらず、外国からの武力攻撃や大規模テロにより国民に被害がおよぶ事態が発生した場合、国及び地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務があります。

このような万が一の事態に備えるため、市では国民保護法の規定に基づく「上越市国民保護計画」を作成しました。

▶▶▶ 上越市国民保護計画の位置づけ

上越市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体、財産の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市が実施する国民保護措置（避難、救援、武力攻撃災害への対処）に係る総合的かつ基本的な事項について定めるものです。



▶▶▶ 上越市国民保護計画の構成

■ 第1編 総論

計画を作成する理由や構成などを定めています。

■ 第2編 平素からの備えや予防

武力攻撃事態等に備えるための市の業務について定めています。

■ 第3編 武力攻撃事態等への対処

万が一、武力攻撃が発生したときに市が行う業務について定めています。

■ 第4編 重要施設等における武力攻撃事態等への対処

港湾施設、石油コンビナート等を標的とする武力攻撃等が発生した時の安全確保の留意点や、周辺（近隣）住民の避難措置等を定めています。

■ 第5編 復旧等

武力攻撃により生じた被害に対し、市が行う復旧等について定めています。

■ 第6編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態がゲリラや特殊部隊による武力攻撃と似ているため、武力攻撃事態等への対処に準じて対応を行うことを定めています。

(資料編)

国民保護措置の実施に必要な指定避難所、災害備蓄品、関係機関の連絡先などの情報を記載します。

▶▶▶ 上越市の特徴及び上越市国民保護計画の特徴



■ 上越市の特徴

地 形

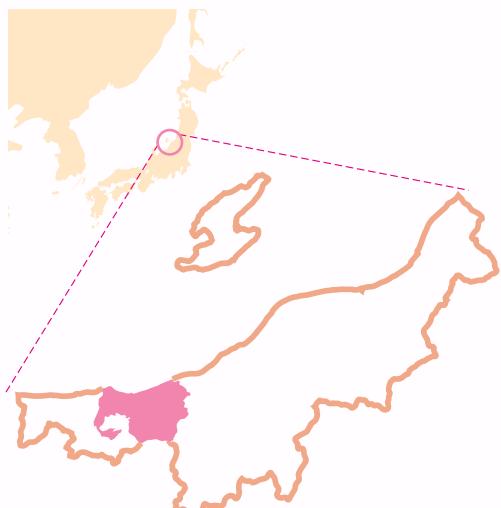
- 日本海に面する長大な海岸線を有し、中央部に関川、保倉川等が流れています。
- 流域には高田平野、平野を取り囲むように米山山地、西頸城山地などの山々が連なっています。
- 複雑な地形の中山間地は、全国有数の地すべり地帯となっています。

気 候

- 四季の変化がはっきりし、冬期には日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により大量の降雪があり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっています。

施設等

- 直江津港が所在し、北海道、佐渡島、九州への定期航路のほか、韓国や中国等との国際貿易港としても大きな役割を担っています。
- 直江津港周辺に石油貯蔵・取扱施設等が所在し、石油コンビナート等特別防災区域に指定され、化学工場施設のほか、石油、高圧ガス、毒物及び劇物等の貯蔵施設があります。
- 正善寺ダム、柿崎川ダムなど洪水調節、水力発電、上水道用水の補給等様々な目的のダムがあります。
- 陸上自衛隊高田駐屯地が所在し、陸上自衛隊第5施設群及び第2普通科連隊等が駐屯しています。



■ 上越市国民保護計画の特徴

災害時要援護者について記載（第1編）

- 災害時要援護者の定義を明確にし、乳幼児や妊婦、外国人などを対象者として掲げ、対象者ごとに援護が必要な項目を定めました。

豪雪地域の体制整備について記載（第2編）

- 県計画に準じ、豪雪地域の体制整備を記載し、積雪期の武力攻撃事態等の対策を定めました。

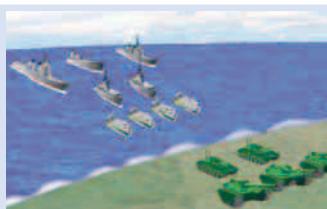
重要施設等における武力攻撃事態等への対処について記載（第4編）

- 県計画と整合性を図り、「港湾施設」及び「石油コンビナート等特別防災区域」における武力攻撃事態等への対処を定めました。
- 「漁港施設」、「ダム施設」及び「海岸線」を重要施設等と位置づけ、独自項目として計画を定めました。

▶▶▶ 計画が対象とする8つの事態類型

■ 武力攻撃事態の類型

着上陸侵攻



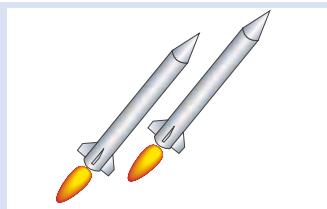
地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施するべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想されます。

ゲリラや特殊部隊による攻撃



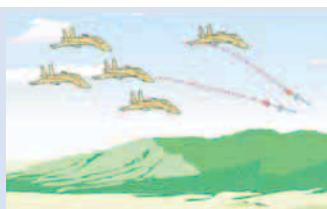
少人数のグループによりその行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動を予測あるいは察知することは困難です。

弾道ミサイル攻撃



発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また発射された場合、短時間で着弾することが予想されます。

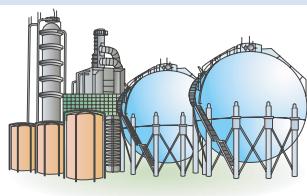
航空攻撃



弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難であり、攻撃目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要があります。

■ 緊急対処事態(大規模テロ)の類型

危険性物質等を有する施設等に対する攻撃



原子力事業所や石油コンビナート等の爆破、ダムの破壊などの事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定されます。

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃



大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破などの事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定されます。

多数の人を殺傷する物質等による攻撃



炭疽菌などの生物剤やサリンなどの化学剤の大量散布、水源地への毒物の混入などの事態例がこれにあたり、N B C (N:核、B:生物、C:化学)兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要です。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃



航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなどの事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わります。

▶▶▶ 平素からの備え

組織・体制の整備等

- 事態の状況や推移に応じて必要な職員を確保できる体制や情報収集、伝達体制を整備します。
- 県、県内他市町村、指定地方公共機関等との連携協力関係をつくります。
- 職員の研修に努めるとともに県、警察、消防機関等と連携協力し、訓練を実施します。

避難、救援及び武力攻撃災害への対処

- 道路網、関係機関の輸送力、備蓄物資リストなど、避難・救援のための基礎資料を整備します。
- 初期救急医療活動を行う、救護所の設置・運営体制を整備します。

物資及び資材の備蓄、整備

- 防災のための備蓄と兼用し、その他の必要な資機材等についても国と連携して整備に努めます。
- 市が管理する施設及び設備を点検します。

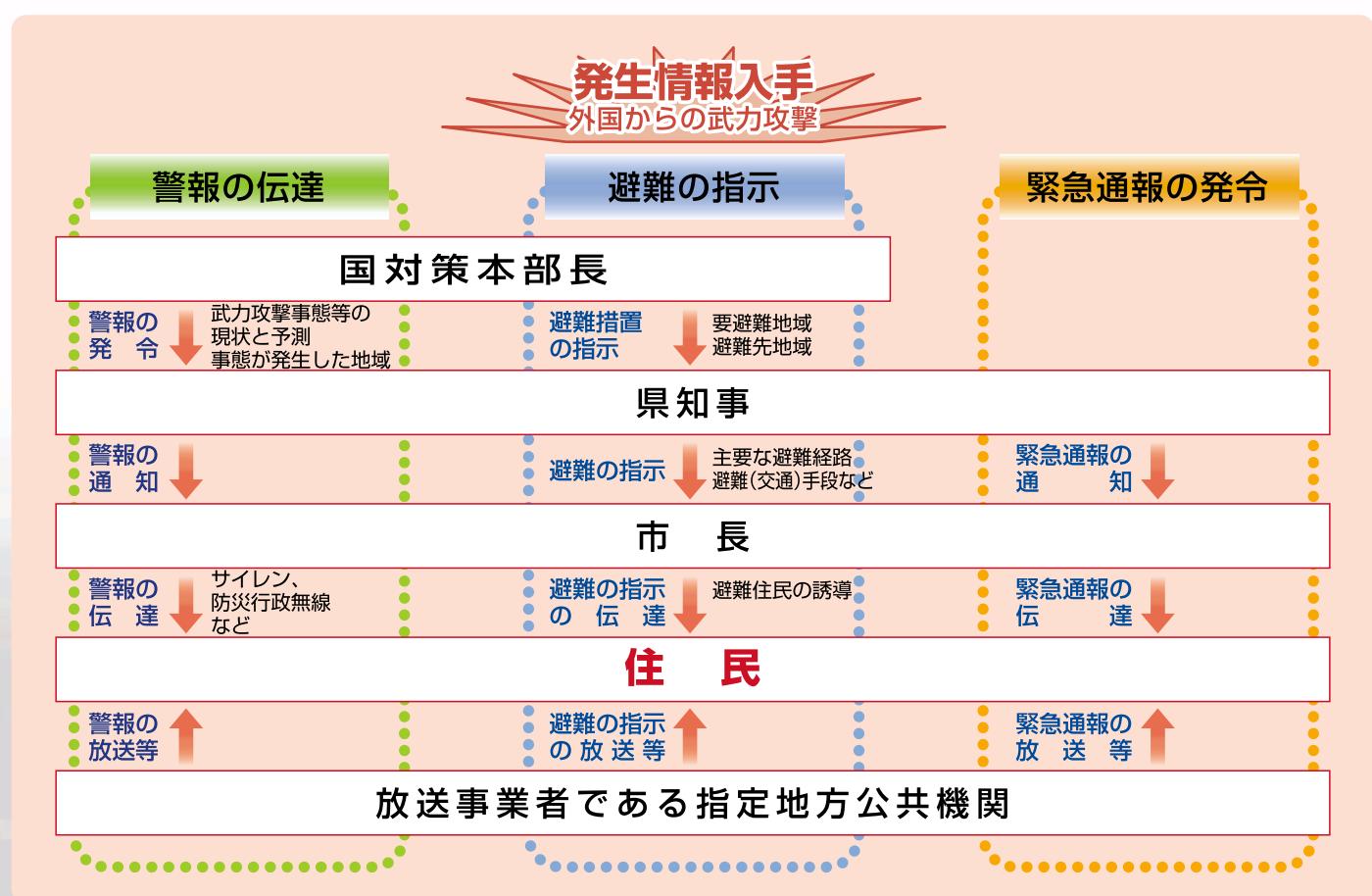
国民保護に関する啓発

- 国民保護の重要性について継続的に啓発を行います。
- 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発を行います。

豪雪地域の体制整備

- 国道、県道、高速自動車道の各道路管理者と緊密に連携し、除雪体制を強化に努めます。
- 積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努めます。

▶▶▶ 警報・避難指示等の伝達の流れ



▶▶▶住民の避難方法

武力攻撃事態において警報が発令された後、さらに住民の避難が必要なとき、市長は、県の避難の指示を踏まえ、避難の指示の伝達を行い、住民の避難誘導を行います。

■ 避難の類型

屋内への避難



できるだけ速やかに、屋内に避難します。その後、事態の推移や被害状況によっては、他の安全な地域に避難します。

避難所への避難



避難の指示に沿って、指定された避難所へ避難します。県の区域を超える広域避難の場合は、一時集合場所となります。

要避難地域から域外への避難



避難の指示に沿って、要避難地域の住民を避難先地域へと誘導します。バスなどの車両等を利用する場合もあります。

県の区域を超える広域避難



大規模な着上陸侵攻など、本格的な侵略事態の場合は、国の総合的な方針に基づく指示を踏まえて避難します。バスなどの車両や船舶等を利用する場合があります。

■ 事態例別の避難方法

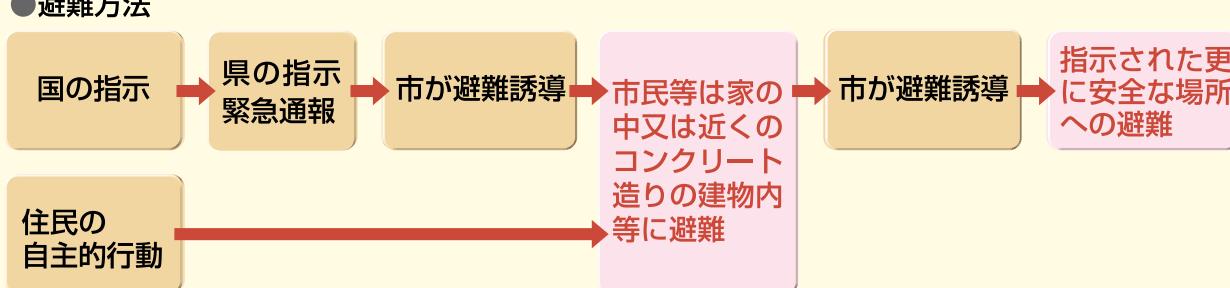
避難準備の時間に余裕がある場合

- 事態例　・着上陸侵攻
- 避難方法



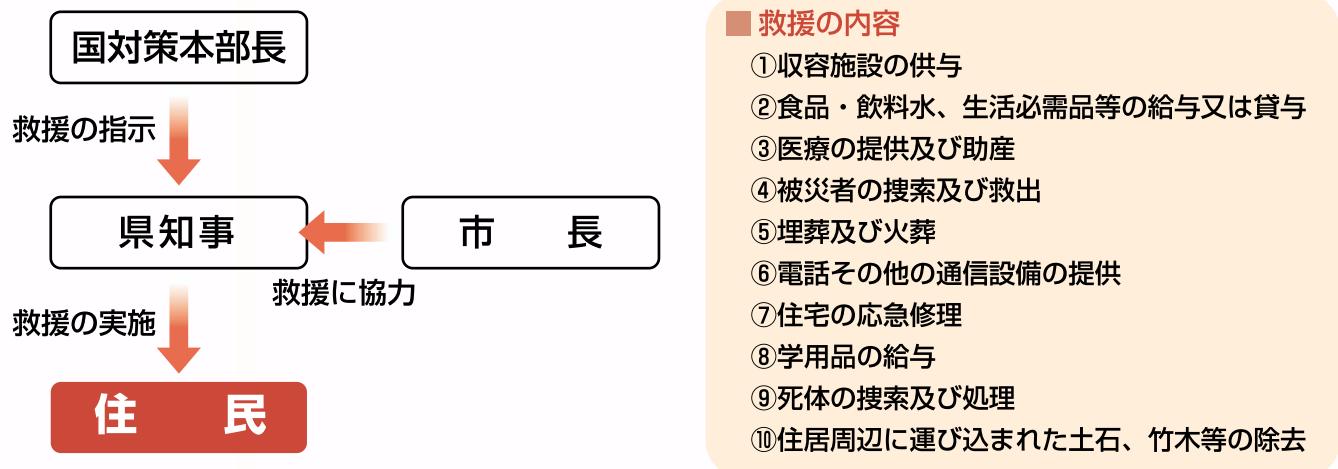
避難準備の時間に余裕がない場合

- 事態例　・ゲリラや特殊部隊による攻撃　・弾道ミサイル攻撃
・航空攻撃　・大規模テロ等
- 避難方法



▶▶▶ 避難住民の救援

市は、県の救援に協力して避難住民や被災した住民に対して、食料や生活必需品の供与、医療の提供など救援に関する措置を行います。



▶▶▶ 市民の皆さん及び事業所の方々へのお願い

- 国民保護措置の実施には地域の方々の協力が欠かせません。自分自身で身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」に基づきご協力ください。
- 県や市が行う訓練に参加するなど、日頃から備えを行ってください。
- 不審者や不審物を発見したら、警察署や消防署などにすぐ通報してください。

【市民の皆さんへのお願い】

- ・避難時は、高齢者や身体の不自由な方などの災害時要援護者を助けてください。
- ・避難先では、県や市が行う食料の配給など避難所運営にご協力ください。

■ 災害時要援護者と援護が必要と思われるもの

対象者	災害時に援護が必要と思われるもの		
	情報伝達(危険認知・判断)	避難行動	避難生活
乳幼児(小学校就学前の子供)			
高齢者(災害時に介護を必要とする人)			
障害のある人(身体、知的、精神)			
傷病人(被災による負傷を含む)			
外国人(居住者又は旅行者)			
妊婦			

【事業者の方々へのお願い】

- ・平素から施設の危機管理の強化に努めてください。
- ・警報や避難の指示が出されたら従業員や施設内の人々への情報伝達・避難誘導を行ってください。
- ・突然、屋外で事態が発生したときは、市民の施設内への緊急避難にご協力ください。

国民保護措置への協力は、強制ではなく自発的意思にゆだねられるものです。協力していた場合の安全確保には、十分配慮します。

国民保護措置の実施にあっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、制限を加える場合でも必要最小限の範囲で、公正かつ適正な手続きのもとに行います。

また、土地等の使用に係る損失補償や不服申立てなど権利・利益の救済も行います。

■ 用語の説明

用語	意義
【市民等】	市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中のひとなど、市内の全ての人
【武力攻撃】	我が国に対する外部（外国）からの武力攻撃
【武力攻撃事態】	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
【武力攻撃予測事態】	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
【武力攻撃事態等】	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
【武力攻撃災害】	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
【緊急対処事態】	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態
【要避難地域】	住民の避難が必要な地域
【避難先地域】	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
【避難措置の指示】	国の対策本部長が県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
【避難の指示】	避難措置の指示を受けた県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路、手段を示し、避難するよう行う指示
【避難施設（避難所）】	住民を避難させ、また救援を行うために県知事があらかじめ指定した施設
【緊急通報】 （武力攻撃災害緊急通報）	県知事が警報の発令を待ついとまがない場合、武力攻撃災害による危険を防止するため発令する通報
【指定地方公共機関】	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法の規定により県知事が指定する機関



このマークは、国民保護措置に係る職務を行う者や団体、その措置のために使用される建物、避難所等を識別するために使用する、国際的な特殊標章です。

上越市国民保護計画の閲覧場所

市危機管理企画課、各区総合事務所及び市ホームページ(<http://www.city.joetsu.niigata.jp/>)
でご覧いただけます。

上越市国民保護計画【概要版】

平成19年8月発行

上越市【市民生活部防災局危機管理企画課】

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電話 025-526-5111（代表）

FAX 025-526-5061（直通）

E-mail bousai@city.joetsu.lg.jp